

学校いじめ防止基本方針

花巻市立新堀小学校

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめ問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総掛かりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「礼儀正しく思いやりのある心」「健康で明るい心」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるように命と健康安全を大切にする教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全職員がいじめ問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対策に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係のあるほかの児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害である、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用観や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の場で「思いやりの心を育てる」指導の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者と連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が主体的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- (7) 支援の必要な児童への温かい関わり方ができるようにする。
- (8) トラブルが、児童本人の発達等の特性に起因すると考えられる場合は、その特性についての理解と配慮のもと、該当学級とそれを取り巻く集団に対して丁寧に指導する。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成する言語能力の育成を図る。
- (4) 「学級力」を高める取組みの中で、学級集団を自分たちでより良くしていこうとする力を育てる。
- (5) 「心とからだの健康観察」を活用して児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。
- (6) 「正しい言葉、丁寧な言葉、温かい言葉遣い」に留意し、支援を要する児童への思いやりある言動ができるようにする。

3 いじめ防止対策のための組織

本校は、いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター

(2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成
- ②いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③未然防止、早期発見の取組
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級の状況報告等）
- ⑤いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

学期1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 児童の主体的な取組

- (1) 学級力向上に向けた取り組み
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした「ありがとうの木」や全校遠足、その他児童会行事
- (3) いじめ防止標語・ポスターの作成
- (4) 社会を明るくする運動への参加（作品応募）

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページや学校だよりに掲載するなどして、広報活動に努める。
- (2) P T A 各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信を通じて保護者に協力を呼びかけたり、保護者の意見を紹介したりする。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳の授業を公開する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめ問題にかかわり校内研修会 年2回 (8月・1月)
- (2) いじめ問題への取組についての自己診断 年2回 (6月・11月)
(いじめ調査をした月の職員会議のとき)

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化に

も配慮する。（学級担任は、日記や生活ノート等も活用する）

- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間や放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、注意をしているようにして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときには、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (7) 特別に支援を要する児童に対する差別的な発言に注意し、気付いたらすぐに移動する。

2 いじめ調査及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するために、児童や保護者から情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート 年2回（6月 11月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート 年2回（10月 2月）
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り 年2回（6月 11月）
- (4) いじめを含む生徒指導関連のアンケート 年6回（4月 5月 7月 9月 12月
2月 3月）

3 関係機関の相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・全職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・養護教諭・生徒指導主事
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・所轄警察署
- 24時間いじめ相談窓口電話（県教委）・・・019-623-7830（24時間対応）
- 電話相談

- ・花巻市教育委員会小中学校課 0198-45-1311
- ・岩手県福祉総合相談センター（児童相所） 019-629-9604
- ・盛岡地方法務局花巻支所（人権相談） 0198-24-8311
- ・こどもの人権110番 0570-003-110
- ・県南少年サポートセンター（警察）0197-61-0110（代表）
- ・相談電話（ヤングテレホン） 0197-65-2400
- ・法務少年支援センター（盛岡少年鑑別所） 019-647-2205
- ・岩手愛児会ことりさわ学園（児童心理治療施設） 019-662-6257（代表）
- ・岩手総合教育センター 0198-27-2331
- ・岩手県教育委員会中部教育事務所
- ・ふれあい電話 0198-22-4981

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときには、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめ問題の解決に当たっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめ行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見し、通報を受けたときには、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において授業を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒やすため、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、外部機関や養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときには、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3 いじめがおきた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りをすすめるよう、職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会と提携し、プロバイダなどに情報削除を求める。
- (2) 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、**タブレット**、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、重大事態があったものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となるとき

教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対処する。

- (1) 重大事態に係わる事実関係を明確にするために調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えると同時に、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
(その場合、関係者の個人情報に配慮する。)

- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■教育委員会が調査の主体となる場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

- いじめ未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめ早期発見にかかわる取組に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようになるため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

いじめ防止対応のイメージ図

